

今別町立今別小学校インターネット利用規程

〔本規定のねらい〕

- 1 この規定は、今別町立今別小学校（以下「本校」という）におけるインターネット利用に関し、必要な項目を定めるものとする。本校はインターネット利用に際し、以下に定める規定に基づき、運用するものとする。

〔インターネット利用の基本〕

- 2 本校においてインターネットを利用するにあたっては、児童および関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校づくりの推進、コミュニケーション能力の育成、総合的な学習の推進等、教育課題の解決に寄与するよう努めなければならない。

〔インターネットの主な利用形態〕

- 3 インターネットの主な利用形態は、つぎの各項に定めるものとする。

(1) 情報の発信

児童会活動を中心とした特別活動や各教科及び総合的な学習での学習事項のまとめ等や学校行事を、学校のホームページ（ブログ）で発信する。

(2) 情報の受信

学校のホームページ（ブログ）に対する意見等を広く一般から受信する。

(3) 情報検索および収集

ホームページ（ブログ）、電子メールを使用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

(4) 教材作成

ホームページ（ブログ）・電子メールを使用して、授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材づくりに活用する。

(5) コミュニケーション能力の育成

ホームページ（ブログ）・電子メール・チャットを使用して、他の学校等との通信を行い交流を深める。

〔利用場所及び利用時間〕

- 4 児童の利用場所はコンピュータ室とし、利用時間は平常日は8：30から16：00までとする。また、コンピュータ室の利用は、原則として担任や担当教師の指導のもと使用する。

〔インターネットによる情報検索〕

- 5 児童がインターネットを通じて情報を検索する場合は次の点に留意する。

(1) 指導者等は、予め検索すべき内容の検討及び確認を行うこと。

(2) 指導者等は、検索項目に係わる内容について日常的にチェックを行い、適切な情報収集が図れるようにすること。

〔ホームページによる情報発信〕

- 6 ホームページ（ブログ）による情報発信については次の点に留意する。

(1) 校長・教頭の指導のもと、情報教育担当を中心に、担任をはじめ広く職員と連携を図りながら内容を検討し発信する。（企画、構成、作成計画、著作権、肖像権の許諾）

- (2) コンピュータに掲示される形で、作成者名(役職名)、作成年月日を記入する。
- (3) 作成したホームページ(ブログ)を学級通信等を通じて保護者に知らせ、閲覧をうながす。
- (4) 公表するデータは著作権法に違反しないものに限る、著作物の公開の際には著作権者の了解を得る。
- (5) 学校の著作権を主張する旨を明記する。また、作文や作品を公表する際、著作権を主張する旨を記す。
- (6) 児童が意欲と誇りをもてるようなホームページ(ブログ)作りに向け、教職員間の連携と児童への適切な支援に努める。
- (7) 児童の活動内容及び活動に要する時間等について十分考慮し計画的に進める。

〔個人情報の発信とその範囲〕

7 インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合は、本人の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。

8 インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。

(1) 氏名

原則としてフルネームは使わない。ただし、教育上必要がある場合には、フルネームを使うことも可能とする。

(2) 意見・主張等

児童の意見・考え主張等については、教育上の効果が認められる場合においては発信することができる。

(3) 写真

児童の写真を使う場合は、集合写真や縮小写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて個人写真を使うことができる。

(4) その他

住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

〔電子メールの利用〕

9 電子メールの利用については、次の点に留意する。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 犯罪行為に結びつけないこと。
- (3) 法令に違反しないこと。
- (4) 他に不利益を与えないこと。
- (5) 他を誹謗中傷しないこと。
- (6) 宛先を間違えないよう注意すること。
- (7) みだりに国内外のサーバーに自分の氏名を登録しないこと。
- (8) その他、メールに関するエチケットに心掛けること。

〔データの日常管理〕

10 データの日常管理については、次のように定める。

- (1) 登録データの日常管理者は、情報教育担当者とする。
- (2) データの登録を希望する場合は、公開目的・作成者を明確にし、作成したページをブラウザソフトで表示した様子が分かる形式で印刷したものを添付し、諸手続を経て、情報教育担当者に申請することとする。
- (3) 情報教育担当者は、日常的に承認を得ていないデータが登録されていないかをチェックする。

〔教師による指導の徹底〕

- 11 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなどインターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。
- 12 児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て外部に発信するシステムを構築する。

〔セキュリティ〕

- 13 インターネットを利用するにあたっては、個人情報およびデータ等の保護に努めるものとし、セキュリティについて以下のことを徹底する。
 - (1) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティ機能を利用して、教育上有害な情報にアクセスできないようにする。
 - (2) 校内LANに接続する場合には、外部接続のパソコンと校内LANとの間にネットワークに接続されたLAN内のセキュリティを保つためにソフトウェア等を設け、外部からの違法な侵入を防ぐこととする。
 - (3) 個人情報を含むデータは、十分にセキュリティ面を考慮したサーバに置くか、もしくはフロッピーディスクやMO、CD、USBメモリ等のリムーバブルな媒体に保存して管理し、外部のネットワークから閲覧できないようにする。
 - (4) コンピュータウイルスの被害を予防するため、常に最新のワクチンをダウンロードし、ウイルス検査を定期的実施する。

〔取り扱い責任者〕

- 14 本校のホームページ（ブログ）に掲載された情報について、校長は責任を負う。
 - (1) 校長はインターネット利用の適正を図るため、別にインターネット取り扱い責任者（情報教育担当）をおくものとする。
 - (2) 取り扱い責任者は、本校職員の意見を取り入れながら、学校のホームページ（ブログ）を作成する。
 - (3) 取り扱い責任者は、インターネットの接続に必要な環境の設定に努める。

〔リンク〕

- 15 本校のホームページ（ブログ）に対する他からのリンクは、教育目的のものは原則として自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、本校校長の同意の上、認める旨をホームページ上に明記する。
- 16 本校のホームページ（ブログ）から他のページのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

〔インターネット利用規程の見直し〕

17 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規程に示した事項の見直しが生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

〔ホームページ上での規定の明記〕

18 本規定を学校のホームページ（ブログ）上で、必ず明記するものとする。

〔その他〕

19 本規定は、平成21年4月1日から運用するものとする。